宗教法人に対する指導・対応について

申立概要

宗教法人法(昭和26年法律第126号。以下「法」という。) 第 88 条第4号では「規定に違反して役員名簿や財産目録等の 【受理3.9.15】 作成、備付けを怠った時は、法人の代表者は、10万円以下の過 料に処すること」とされ、不実記載も同様であるが、これに反 している宗教法人があり、過料に処せられるべきであるが、文 教課はこれを行わない意向であり、裁判所への通知義務を果た そうとしない。

> また、当該法人は現時点の証拠を見る限り脱税を行っている ため、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第239条第2項 |により捜査機関への告発をすべきであり、少なくとも文教課は 法第 88 条第4号をもって裁判所への通知を行わなければなら ないのにこれを怠っている。

確認事項

文教課は、法定受託事務として、法に基づく所轄庁の業務を 行っているが、その職務権限は、法第85条により、信教の自由 【通知3.10.28】及び政教分離の原則という憲法上の要請から最小限に限定さ れ、一般的・包括的な監督・命令権、強制調査権は有さないと されている。

> 当該法人が法第 88 条第4号に反しているかについては、文 教課へ必要書類が提出されていること、また、書類が一部未作 成であったことが不実記載かについては、文教課からの連絡を 受け、規則変更の手続きを遅滞なく完了し、その後、必要な書 類は提出されていることから、文教課は、いずれも当該規定に 該当しないとしている。

> また、法第88条第5号による、所轄庁からの裁判所への過 料通知について、所轄庁からの指摘を受け、遅滞なく是正手続 きを行っている場合は「過料に処せられるべき」行為とは認め られず、文教課は通知を行う義務はないとしている。

> 法の罰則規定は、すべて行政罰としての「過料」であり、刑 事訴訟法第 239 条に当たらないため、同条の規定は適用されな

> なお、当該法人が脱税を行っているとの申立てについては、 税の所管部署が判断することであり、文教課に指導や調査をす る権限はない。